

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟  
常勤役員退任積立共済金給付規程内規

令和4年2月10日制 定

- 1 この内規は、常勤役員退任積立共済金給付規程第6条に規定する支給共済金が当該月末掛金累計額を下回る場合については、特例計算を用いて運用をする。
- 2 特例計算とは、前期末要支給共済金相当額に当期払い込み掛金額を合算したものを支給共済金とする。

この内規は、令和4年6月1日より施行する。